

第 1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった保有個人情報のうち、後記第 2 の 1 の（2）に係るものについて、不存在であることを理由に不開示とした決定は妥当であるが、後記第 2 の 1 の（4）及び（5）に係るものについて、不存在であることを理由に不開示とした決定を取り消し、改めて処分を行うべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成 26 年 2 月 18 日、広島県個人情報保護条例（平成 16 年広島県条例第 53 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、審査請求人が使用した別表左欄に記載の車両が同表右欄に記載の期間に走行した事実が確認できる次の（1）から（6）までのものについて、通行データが記録されているものの設置場所及び写真・ビデオ等審査請求人の使用した車両の走行記録（走行した場所、時間、車両ナンバー等がわかる記録）がわかる全てのものの開示の請求（以下（2）に係るものの請求を「本件請求 1」、（4）及び（5）に係るものの請求を「本件請求 2」といい、（1）から（6）までに係るものの請求を「本件請求」という。）をした。

- （1）N システム（自動車ナンバー自動読み取り装置）
- （2）T システム（旅行時間計測システム）（実施機関では「旅行時間計測端末装置」と呼称する。以下「端末装置」という。）
- （3）その他全ての路上カメラ、システム（高速道路含む）
- （4）E T C 通行データ（E T C 利用、料金所で止まって支払いをした記録も含む）
- （5）E T C カメラ（高速道料金所カメラ）（以下（4）及び（5）を総称して「E T C 通行データ等」という。）
- （6）その他、車両の通行が確認できる全てのもの（高速道路利用の確認ができるものを含む）

なお、実施機関は、本件請求について形式上の不備があったため、平成 26 年 2 月 28 日に審査請求人に補正を求め、同年 3 月 5 日、審査請求人からの補正書を受理した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求 1 及び本件請求 2 に係る保有個人情報（以下それぞれ「本件請求情報 1」及び「本件請求情報 2」といい、本件請求情報 1 及び本件請求情報 2 を「本件請求情報」と総称する。）について、作成又は取得していないため、自己情報不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 26 年 4 月 21 日付けで審査請求人に通知した。

なお、実施機関は、前記（1）、（3）及び（6）に係る保有個人情報については自己情報存否応答拒否決定を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成26年5月2日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分について、「保有個人情報を開示する」処分に変更するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 端末装置について

端末装置は、計測後、データが削除されるものであるというが、客観的証拠により証明がされていない。

(2) ETC通行データ等について

ア 捜査関係事項照会が西日本高速株式会社中国支社に行われ、その回答を実施機関が受けている記録がある。

この記録は、請求の日時、車両ナンバー等も一致するから、本件処分の「取得していない」という理由は明らかに虚偽である。

イ 高速道路会社（管理者）から取得した情報があるのだから、不存在である訳がない。

また、警察が受けている回答書等が、訴訟に関する書類等の不開示情報となるのであれば、本件処分は、「適用外通知」とされるべきである。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で主張する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 端末装置について

走行車両のナンバープレートをリアルタイムに読み取り、旅行時間を計測するものであり、旅行時間の計測がされた時点でデータは削除される。

2 ETC通行データ等について

西日本高速道路株式会社（以下「高速道路会社」という。）が管理するもので、実施機関が管理しているものではない。

したがって、実施機関は審査請求人の保有個人情報を保有しておらず、条例第11条第3項の規定に基づき、自己情報不存在決定したものである。

第5 審査会の判断

1 本件請求1及び本件請求2について

本件請求1及び本件請求2は、審査請求人が使用した別表左欄に記載の車両が同表右欄に記載の期間に走行した事実を確認できるものとして、本件請求情報の開示を求めたものである。

これに対し、実施機関は、本件請求情報1については旅行時間の計測がされ

た時点でデータは削除されるため不存在とし、本件請求情報2については高速道路会社が管理するもので、実施機関が管理しているものではないため、審査請求人の保有個人情報として本件処分を行ったことから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 端末装置について

端末装置は、路上上部に取り付けたカメラによって、走行車両のナンバープレートの文字等を画像処理によりリアルタイムに読み取り、交通管理の要素である旅行時間を計測し、これを車両の通行に必要な交通情報として運転者に提供する目的で設置されるものである。

諮問実施機関に確認したところ、端末装置は、旅行時間の計測の対象となる車両を無作為に抽出し、ある特定の2つの地点を同じ車両が通行した時点で旅行時間を計測するものであり、計測した時点でデータは削除され保存されることはなく、旅行時間が計測できない車両のデータについても、一定の時間が経過した後に自動的に削除されるということであった。

また、交通管理の目的として使用されるものであり、犯罪捜査の目的で使用されることはないということであった。

実施機関では、交通管制システムにより収集・分析したデータを交通情報として随時提供することにより、運転者の安全や利便性を図るとともに、交通渋滞や交通公害の緩和を促進する取組を行っている。

端末装置もこの取組の一端を担うものとして機能しており、端末装置の設置目的及び運用実態等を踏まえれば、本件請求情報1を保有していないとする諮問実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が本件請求1について不存在を理由として不開示とした決定は、妥当である。

(2) ETC通行データ等について

諮問実施機関は、本件請求2について自己情報不存在決定を行った理由として、ETC通行データ等については、高速道路会社が管理するもので、実施機関が管理しているものではない旨主張する。

一方、審査請求人は、捜査関係事項照会が高速道路会社に行われ、その回答を警察が受けている事実を確認できているため、警察が作成した照会書及び高速道路会社から取得した回答書が存在することは明らかである旨主張する。

条例第2条第3項は、「この条例において『保有個人情報』とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定する。

ここにいう「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において事実上作成し、又は取得した場合をいい、文書等に関して自ら法律上の作成権限又は取得権限を有するか否かを問わない。

実施機関においては、他の機関等から取得した個人情報を含めて対象となる保有個人情報の探索を行うべきところ、諮問実施機関の主張内容からすると、本件請求2について、実施機関は、他の機関等から取得したか否かを確

認せず本件請求情報2を保有していないと判断し、自己情報不存決定を行ったものと認められ、保有個人情報探索の手法及び範囲が不十分であったと言わざるを得ない。

したがって、実施機関は、本件審査請求の対象となった保有個人情報のうち、本件請求情報2について、不存であることを理由に不開示とした決定を取り消し、改めて処分を行うべきである。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 表

審査請求人が使用した車両及び使用期間

車 両 (車両ナンバー及び車種)	期 間
〇〇〇〇 (トヨタプリウス)	平成23年〇月〇日午後 8 時から 同月〇日午後 7 時 31 分まで
〇〇〇〇 (ホンダフィット)	平成23年〇月〇日午後 4 時50分から 同月〇日午前 8 時 38 分まで
〇〇〇〇 (日産マーチ)	平成23年〇月〇日午後 8 時から 同月〇日午後 8 時 50 分まで
〇〇〇〇 (ホンダフィット)	平成23年〇月〇日午後 4 時58分から 同月〇日午前 9 時 57 分まで
〇〇〇〇 (ホンダフィットハイブリット)	平成23年〇月〇日午後 9 時20分から 同月〇日午後 10 時まで
〇〇〇〇 (ホンダフィットハイブリット)	平成23年〇月〇日午後 9 時25分から 同月〇日午前 1 時 10 分まで
〇〇〇〇 (ホンダフィット)	平成23年〇月〇日午前10時23分から 同月〇日午前 10 時 35 分まで
〇〇〇〇 (トヨタダイナ [1.25 tトラック])	平成23年〇月〇日午前 9 時30分から 同月〇日午前 9 時 26 分まで
〇〇〇〇 (ダイハツミラ)	平成23年〇月〇日午後 9 時から 同月〇日午後 3 時まで

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
26. 9. 4	・ 諮問を受けた。
26. 9. 10	・ 諮問実施機関に理由説明書の提出を要求した。
26. 10. 23	・ 諮問実施機関から理由説明書を収受した。
26. 10. 30	・ 審査請求人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 審査請求人に意見書の提出を要求した。
26. 12. 9	・ 審査請求人から意見書を収受した。
26. 12. 10	・ 諮問実施機関に意見書の写しを送付した。
27. 1. 21 (平成26年度第9回)	・ 諮問の審議を行った。
27. 2. 13 (平成26年度第10回)	・ 諮問の審議を行った。
27. 6. 25 (平成27年度第3回)	・ 諮問実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
27. 7. 23 (平成27年度第4回)	・ 諮問の審議を行った。
27. 9. 30 (平成27年度第5回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

太 田 育 子	広島市立大学教授
緒 方 桂 子 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
長 井 紳一郎	弁護士